

4-④

子どもの笑顔と未来のために

■対象：全ての親と一般地域住民

■時間：80分程度

■手法：講義・ラベルワーク

学習のねらい 児童虐待について専門家から話を聴くことによって、児童虐待とは何か、しつけと虐待と何が違うのか、なぜ起きてしまうのか等正しく学び、意見交換することで考えを深め、児童虐待予防に向け主体的に行動しようとする意欲を高める。

準備するもの 筆記用具 ワークシート 付箋 マーカー 模造紙 講義レジュメ 時計（ストップウォッチ）

時間	学習の流れ	留意点	準備
	<p>【はじめに】</p> <p>今日は、専門家の方から児童虐待について話を聴き、児童虐待が起きないようにするためにはどうすればよいか、みなさんと一緒に考えてみたいと思います。その前にちょっと心と体をリラックスさせましょう。</p>		
10分	<p>【アイスブレイク】</p> <p>①後出しジャンケン（親学プログラムP97） ②幸せジャンケン（親学プログラムP97） ③せーのパン！（P99）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・③は、拍手の数と同じ人数で集まるもの。最終的に5人組を作る。 ・グループ分けのあと、簡単に自己紹介をしてもらう。 	
60分	《講座の前にルールとマナーを確認しましょう》		
	<p>【中心のワーク】</p> <p>①専門家から話を聴く ■児童虐待とは</p> <p>②児童虐待がなぜ起きているのか考えを付箋に書く</p> <p>③付箋を模造紙の左側に貼りながらグループで話し合う</p> <p>④専門家から話を聴く ■虐待を起こしやすい要因 ■虐待を予防する方法</p> <p>⑤児童虐待が起きないように自分にできることを考え、付箋に書く</p> <p>⑥付箋を模造紙の右側に貼りながらグループで話し合う</p> <p>⑦グループで出た意見を代表者が発表する</p> <p>⑧まとめ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受講者の様子を観察し、場合に応じて声がけする等、配慮する。 ・同じような意見は、近くに貼るなど、分類するよう声がけする。 ・ワークシートにメモをとりながら聴くよう促す。 ・必要に応じて休憩の時間をとる。 ・考えが浮かばない方には、講義内容を思い出すなど助言する。 ・簡潔に発表することを伝える。 	<p>講義レジュメ ワークシート 付箋 マーカー 模造紙</p>
8分	<p>【ふり返りと分かち合い】</p> <p>①感想をワークシートに記入する ②グループでふり返る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の子育ての意欲づけにつなげる。 	<p>ワークシート 筆記用具</p>
2分	<p>【おわりに】</p> <p>《専門家より話してもらう》</p> <p style="text-align: center;">《講座の最後にルールとマナーを確認しましょう》</p>		

4-④ 子どもの笑顔と未来のために

① 専門家から話を聴く（5分）

はじめに、〇〇さんから、児童虐待についてお話を聴きましょう。



② 児童虐待がなぜ起きているのか考えを付箋に書く（5分）



〇〇さんから児童虐待について話を聴きましたが、児童虐待がなぜ起きているのか考えてみましょう。まず個人作業です。付箋に考えを書きましょう。ただし、1枚の付箋には、1つのことを書いてください。5分でお願いします。

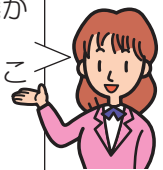
③ 付箋を模造紙の左側に貼りながらグループで話し合う（10分）

グループ内で、書いた付箋を紹介し合ひましょう。グループで、順番を決め、最初の人、1枚を紹介しながら模造紙の左側に貼ります。その時、メンバーの中に似た内容の付箋があれば、説明をしながらその付箋の近くに貼ります。

似た内容の付箋がなくなったら次の人が別の1枚を出し、同じように説明をします。これを繰り返して、付箋が手元なくなるまで続けましょう。

早く終わったグループは、気づいたことなど話し合っていてください。

時間は10分です。



④ 専門家から話を聴く（15分）

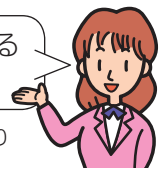


児童虐待がなぜ起きるのか話し合いましたが、なぜ児童虐待が起きているのか、起きないようにするにはどうしたらよいか、つづいて〇〇さんから話を聴きましょう。

⑤ 児童虐待が起きないように自分にできることを考え、付箋に書く（5分）

お話を聴かれてどうだったでしょうか。次に、児童虐待が起きないように自分にできることを考え、付箋に書いてみましょう。5分でお願いします。

※「児童虐待はどこにでも起こりうること」「(児童虐待にはならないまでも) リスク要因は誰もが感じたり、経験したりしているようなこと」等をおさえ、共感的な態度で「支援する気持ち」をもって「できること」を考えるよう促す。



⑥ 付箋を模造紙の右側に貼りながらグループで話し合う（10分）



グループで、先ほどと同じように、書いた付箋を模造紙の右側に貼りながら紹介し合ひましょう。

早く終わったグループは、気づいたことなどを話し合っていてください。

後で、グループの話し合いの様子を簡単に発表してもらいますので、代表者も決めておいてください。時間は10分です。

⑦ グループで出た意見を代表者が発表する（9分）

時間になりましたので、グループでの話し合いの様子を代表の方に発表していただきます。1グループ1分程度で簡単に紹介をお願いします。



⑧ まとめ（1分）



いかがでしたか。児童虐待についてお話を聴いたり、話し合ったりしましたが、新たな発見や気づきがあったのではないのでしょうか。

それでは、今日の学習をふり返って、感じたことや気づいたことをワークシートに書きましょう。

4-④「子どもの笑顔と未来のために」ワークシート

子どもの笑顔と未来のために

メモ



ふりかえり 今日の学習で感じたこと、気づいたことを書きましょう。



子どもの笑顔と未来のために ①

1. はじめに

- ① なぜ、いま児童虐待について考えるのか？
- ② 児童虐待の現状
 - 平成 26 年度の島根県内の新規児童虐待相談件数は 305 件
 - 平成 26 年度の島根県内の児童相談所への虐待通告件数は 372 件

2. 児童虐待とは

<p>①身体的虐待</p> <ul style="list-style-type: none"> ・殴る、蹴るなどの暴行 ・やけどを負わせる ・溺れさせる ・首を絞める 等 	<p>②性的虐待</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもへの性的暴力 ・子どもへ性的行為・性器をみせる ・ポルノグラフィの被写体にする 等
<p>③ネグレクト（養育の放棄または怠惰）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事を与えない ・家に閉じ込める ・自動車の中に放置する ・病気になっても病院に連れて行かない <p style="text-align: right;">等</p>	<p>④心理的虐待</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言葉による脅し・無視 ・きょうだい間での差別的扱い ・子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV）等

4-④「子どもの笑顔と未来のために」講義レジュメ

子どもの笑顔と未来のために ②

3. 児童虐待が生じるリスク要因

(注：虐待は複数のリスク要因が重なった際に生じやすいのであり、一つのリスク要因があるだけで必ず虐待が生じるといったものではありません)

① 保護者側のリスク要因

- 妊娠そのものを受容することが困難（望まぬ妊娠、10代の妊娠）
- 子どもへの愛着形成が十分に行われていない。（妊娠中に早産等何らかの問題が発生したことで胎児への受容に影響がある。長期入院）
- マタニティーブルーや産後うつ病等精神的に不安定な状況
- 元来性格が攻撃的・衝動的
- 医療につながっていない精神障がい、知的障がい、慢性疾患、アルコール依存、薬物依存
- 被虐待経験
- 育児に対する不安やストレス（保護者が未熟等） 等

② 子ども側のリスク要因

- 乳児期の子ども
- 未熟児
- 障がいのある子ども 等

③ 養育環境のリスク要因

- 未婚を含む単身家庭
- 内縁者や同居人がいる家庭
- 子連れの再婚家庭
- 夫婦関係を始め人間関係に問題を抱える家庭
- 転居を繰り返す家庭
- 親族や地域社会から孤立した家庭
- 生計者の失業や転職の繰り返し等で経済不安のある家庭
- 夫婦不和、配偶者からの暴力等不安定な状況にある家庭
- 定期的な健康診査を受診しない 等

4. 児童虐待を予防（深刻化の防止）する方法

① 保護者自身の気づき

- マスコミなどの情報媒体を通じて得た情報から、また親の家族や友人等からの助言により、親が子どもに対して行っている対応が「児童虐待」となっていないか気づく。その後、専門機関等に自ら相談する。

② 専門機関等による支援

- 乳幼児検診等で保護者からの相談、保健師によるスクリーニングにより育児について相談をすすめる。
- 保育所、学校等にて教職員が児童の行動の変化を察知し、市町村の子育て相談窓口、児童相談所に連絡し、連携して支援にあたる。

③ 地域住民による支援

- 子どもや保護者の様子について心配な点があった際、直接その家庭に声がけをする。
- 子どもや保護者の様子について心配な点があった際、相談機関に相談する。
- 児童福祉法第25条の規定に基づき、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、全ての国民に通告する義務が定められています。

児童虐待発見のサイン

■子どもについて

- ・いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声が聞こえる
- ・不自然なけが、あざがある
- ・衣服や身体が極端に不潔
- ・極端に身体的な発達が遅れている（低身長・低体重）
- ・食事に極端な執着を示す
- ・ひどく落ち着きがなく乱暴、情緒不安定
- ・表情が乏しく元気がない（無表情）
- ・おどおどしており、大人の顔色をうかがう、親を避けようとする
- ・家に帰りたがらない

■保護者について

- ・近隣住民や親戚との交流がなく、孤立している
- ・子どもを家に置いたままよく外出している
- ・子どもを育てることに拒否的・無関心
- ・子どもを厳しくしつけることがよいことだと強調する
- ・子どもに対して拒否的な態度をとる
- ・気分の変動が激しく、子どもや他の大人に対して感情を爆発させることが多い
- ・子どもがけがや病気をした際、受診させようとしめない